

ID: 1002

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	騒音の防止の方法の改善等の命令		
例規名 根拠条項	鳥取県公害防止条例 第54条第2項		
例規番号	昭和46年鳥取県条例第35号		
<p><b>【根拠条文】</b> (改善勧告及び改善命令)</p> <p>第54条 知事は、指定地域内に設置されている騒音関係特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその騒音関係特定工場等の周辺の生活環境がそこなわれると認めるときは、当該騒音関係特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第51条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音関係特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音関係特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 6 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日